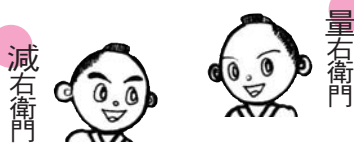


たま川兄弟
減右衛門と量右衛門のこれ知ってる？
＜洗濯機を捨てたいときは
どうすればいいの？の巻＞



買ったお店で引き取ってもらおうか、買い替えるときに引き取ってもうかしらうか。

洗濯機が壊れて捨てたいんだけど、どうすればいい？



メーカーを調べて郵便局で家電リサイクル料金を支払うんです。そして、立川の指定引取場所まで持っていくんですよ。

買ったお店はわからないし、買い替えの予定もないときは？



そのときは丸順商事（☎ 55412229）に依頼すれば、収集・運搬してくれますよ。※別途料金がかかります。

車がないので立川まで持っていくのは無理なんです。



そうなんです。もしわからないときは、生活環境課に聞いてみてくださいね。

洗濯機などの家電リサイクル対象品は、市では処分できないんだね。

高齢の方のためのいきがいつくり

じゅらく苑「お好み講座」受講生募集

趣味を持つことは長寿の秘訣でもあります。教養を高めながら新しい仲間をつくり、健康で楽しみのある毎日を過ごしませんか。

期 間 4月～平成26年3月

会 場 じゅらく苑老人集会室

対 象 平成25年4月1日現在、市内在住の60歳以上の方

受講料 無料（材料費などは実費負担）

申込み・問合せ 3月15日（金）～25日（月）（土・日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係（☎ 177）へ

■講座一覧

講座名	日 時	定 員 (先着順)	講 師 (敬称略)
民 踊	火曜日 午後1時～3時30分	10人	八巻綾子
囲 碁 (初心者向け)	金曜日 午前10時～正午	10人	宇野信夫
将 棋 (初心者向け)	金曜日 午後1時～4時30分	10人	高橋 勇
華 道	第1・3木曜日 午前9時30分～正午	15人	唐澤容子
百人一首	第1・3水曜日 午前10時～午後0時15分	20人	荒井恭子

資源収集カレンダーの配布

広報はむら3月15日号と一緒に、平成25年度の「資源収集カレンダー」を配布しました。

「資源収集カレンダー」は、表面が4～9月分、裏面が10月～平成26年3月分となっています。間違えないよう注意してください。

問合せ 生活環境課生活環境係（☎ 205）



公共施設予約システムの停止

4月1日（月）は休館日と重なるため、公共施設予約システムを停止します。

随時予約申込みのできない期間

4月1日（月）午前0時～2日（火）午前9時

予約内容照会のできない期間

3月31日（日）午後5時～4月2日（火）午前8時40分

抽選結果発表

4月2日（火）午前8時40分

問合せ ゆとろぎ ☎ 570-0707

国民健康保険 届け出・手続きを忘れずに

これからの時期は、転入・転出などが多くなります。

下表のような場合は、変更した日から14日以内に届け出てください。

受付日時

○月～金曜日：午前8時30分～午後5時（祝日を除く）

○土・日曜日：午前8時30分～11時45分、午後1時～5時

受付場所 市役所1階市民課保険係窓口

注意

●特別な事情がなく届け出が遅れると、届け出前に自己負担した医療費は保険給付できません。届け出が遅れる場合は、必ず連絡してください。

●保険証は郵送交付となります。即日交付を希望する場合は、本人（届出人）確認のできる身分証明書（運転免許証やパスポートなどの顔写真入りの官公庁発行のもの）を持参してください。

問合せ 市民課保険係☎128



■国民健康保険の届け出が必要な場合

	こんなとき	用意する物
入る	ほかの市区町村から羽村市に転入したとき	印鑑・転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
やめる	羽村市からほかの市区町村に転出したとき	印鑑・保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	国民健康保険とほかの健康保険の保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証・生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑・保険証・会葬礼状または葬儀の領収書・喪主の振込口座
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑・保険証・在学証明書
	保険証を紛失または破損して使えなくなったとき	印鑑・使えなくなった保険証・身分を証明するもの（顔写真入りの官公庁発行のもの）



教えて！消費生活センター スマートフォンを狙った 架空請求が激増!!

問合せ 消費生活センター
☎555-1111 ☎641



Q 教えて！

無料だと思い、スマートフォンでインターネット上の動画を見るためのアプリをダウンロードしたところ、9万9800円の料金請求画面が出て消えなくなっていました。有料を確認できる画面はありませんでした。

その後、事業者から料金請求のメールが来ました。電話番号も知られたようです。支払わなければならないでしょうか。

A 答えします！

申込内容確認や訂正画面もなかったサイトに料金を支払う必要はありません。しつこい料金請求があっても絶対に支払わず、連絡も無視しましょう！料金請求画面を残し、電話やメールなどでしつこく請求することにより、利用者を心理的に追い込もうとする手口が目立ちます。事業者には連絡を取らず、無視しましょう。

■電話・メールの着信・受信拒否設定、メールアドレスの変更を

しつこい請求などに対しては、必要に応じて電話・メールの着信・受信拒

否機能を利用し、メールアドレスを変更しましょう。

■表示された請求画面は削除することができます！

請求画面が表示されて消えない場合は、アプリを削除することにより対応できるケースがあります。

■アプリのダウンロードにはリスクが伴います！

アプリによつては、事業者電話番号・メールアドレス・位置情報などの個人情報自動的に送信してしまう恐れがあります。

一人で悩まず、まず相談を！

事業者に連絡したり、お金を振り込んだりせず、まずは消費生活センターに相談してください。

セキュリティ対策をして、危険を回避しましょう！

スマートフォンを安心して利用するためには、セキュリティ対策を講じて、危険回避をすることが必要です。独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のウェブサイトで、「スマートフォンのセキュリティ（危険回避）対策のしおり」などを掲載しています。